

# 「えせ同和行為」を排除するために

## ◎ えせ同和行為とは

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。また、えせ同和行為の横行は、適正な行政推進の障害となるものであり、このようなえせ同和行為に対し、国を中心に、その排除に向けた取り組みが進められています。

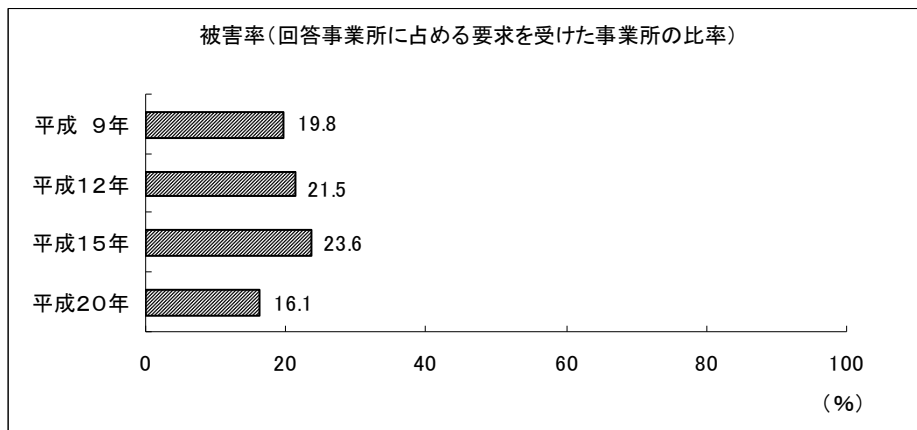
### ～えせ同和行為に対する取組～

えせ同和行為の横行は、国や地方の行政機関の差別解消の推進に対する大きな障害になるという認識に立って、その排除のために、中央においては、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」が、また、県内においては、大津地方法務局を中心に「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関等が一体となってえせ同和行為の排除に努めています。

また、平成21年11月には、行政、企業、関係機関・団体等の参加による「えせ同和行為防止滋賀県民会議」が設立されました。

## ◎ えせ同和行為の態様について－アンケート結果に見るえせ同和行為の傾向

具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、下請への参加強要、融資の強要等さまざまな形態があります。法務省が全国の6,000事業所を対象として、平成20年中にえせ同和行為による何らかの要求を受けたかについてアンケート調査を行ったところ、回答のあった3,001事業所のうち16.1%に当たる482事業所が要求を受けたと回答しています。要求の種類として最も多いのは、「機関紙・図書等物品購入の強要」で、要求の手口としては「執ように電話をかけてくる」との回答が半数以上を占めています。



## ◎ どのように対処すればよいでしょうか

### ●基本的な態度●

- 不当な要求は、き然たる態度で断固拒否しましょう。
- 同和問題への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。
- 窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。
- 具体的な要求を受けたときは警察（全国暴力追放運動推進センター）、弁護士会、法務局へ相談しましょう。

⇒大津地方法務局人権擁護課	TEL 077-522-4673
滋賀県警察本部警察県民センター	TEL 077-525-0110
〃 組織犯罪対策課(暴力団追放ホットライン)	TEL 077-527-2140
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	TEL 077-525-8930

### ●具体的対応の要点●

- 面談は当方の管理が及ぶ場所（例えば自社応接室等）で行いましょう。
- 対応者は必ず2名以上とし、幹部職員が直接対応することは、差し控えましょう。
- 面接の場合でも電話の場合でも、話の内容を録音し、又は詳細に記録を取りましょう。
- 応対は、おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧にしましょう。

えせ同和行為の横行は、国民に同和問題に関する誤った差別意識を植えつけ、政府、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題解決のための啓発活動及び教育の効果を覆すものです。えせ同和行為を排除して、一日も早く同和問題を解決しましょう。

## <参考> 県に情報提供があった「えせ同和行為」

○件数：3件（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

これらのうち、情報提供者の内訳は、「公共施設、公共(的)団体」が1件、「会社等」が2件であります。えせ同和行為の手段は2件が電話によるもので、1件は電話に加え書類の送りつけによるものでした。要求の内容の全ては、書籍の購入でした。

※人権施策推進課集計

## えせ同和行為防止滋賀県民会議の設立

「同和」や「人権」の名をかたり、企業や団体に高額な図書の購入を迫ったり、脅迫を行なうなどの「えせ同和行為」があとを絶っておりません。「えせ同和行為」は、同和問題は怖いといった誤った意識を人々に植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっていますが、その被害を未然に防止するためには、県、市町、県民および事業者等が一体となった対応が求められます。

このため、滋賀県では広く県内の関係機関・団体等の参加を求め、「えせ同和行為」の排除に向けた情報収集や提供を行う総合的な取り組みを推進する「えせ同和行為防止滋賀県民会議」の設立を呼びかけ、2009年11月30日に設立総会を開催しました。

### － 「えせ同和行為防止滋賀県民会議」 設立総会アピールー

1987年、「えせ同和行為」の排除を推進するため、総務庁に「えせ同和行為対策中央連絡協議会」が設置され、20年以上が経過しました。

行政機関、人権啓発団体においては、企業などに向けて、さまざまな研修・啓発の活動が取り組まれてきましたが、この間においても、企業に対し、高額な図書を送りつけ、断りの連絡を入れると、企業に対する脅迫を行なうなどの「えせ同和行為」があとを絶っておりません。

同和問題の解決のためには、問題の正しい理解を進めるとともに、「えせ同和行為」の根絶がいまこそ必要であると考えます。不当な要求は断固排除し、不法行為には厳格な対処で臨むことが必要です。

本日、企業、行政、関係機関が積極的に参画し、「えせ同和行為」の排除に向け、従来にもまして毅然たる対応を進め、被害の未然防止に向けた総合的な取り組みを進める、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」を設立しました。

今後、「えせ同和行為」の排除に向け、相談活動、情報収集、情報提供、啓発活動、さらには、企業などにおける研修・啓発活動に対する相談と支援などを進めていきたいと考えています。

不当な「えせ同和行為」を排除することを通じて、同和問題の解決、人権が尊重された社会をつくりあげていくためにも広範な行政、企業、関係機関、県民の方々のご参加、ご支援を呼びかけるものです。

2009年11月30日

「えせ同和行為防止滋賀県民会議」 設立総会 参加者一同